



# 令和6年度版

(令和6年4月～令和7年3月)

# 門川町家庭ごみ収集カレンダー



**A地区** 本町・上町・栄ヶ丘・東栄町・西栄町・宮ヶ原・竹名・上納屋・加草1～5区・庵川西・須賀崎・庵川東・中村・牧山・谷の山

ごみの収集日程	もえるごみ	資源物(リサイクル品)	もえないごみ	ペットボトル	プラスチック製容器包装
	毎週月曜日・木曜日	毎月第2水曜日	毎月第1水曜日	毎月第3水曜日	毎週金曜日
	当日の午前8時30分まで	午前7時30分～午前8時30分まで	当日の午前8時30分まで	当日の午前8時30分まで	当日の午前8時30分まで
	通常のごみステーション	資源物ステーション	通常のごみステーション	通常のごみステーション	清掃工場への持ち込みはできません。

**土曜日、日曜日、年末年始は収集しません。**

※台風等の災害時は計画通り収集できない場合があります。

### 4 April

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	・	・	・	・

### 5 May

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	・

### 6 June

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	・	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

### 7 July

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

### 8 August

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

### 9 September

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	・	・	・	・	・

### 10 October

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	・	・

### 11 November

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

### 12 December

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	・	・	・	・

### 1 January

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	・

### 2 February

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	・	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	・

### 3 March

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	・	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24/31	25	26	27	28	29

区分	分別の方法(ごみの分け方)	注意事項
もえるごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ類(生ごみは水切りをして) 台所ごみ(調理くず、残飯・卵・貝がら)</li> <li>プラスチック類 ※資源物(プラスチック製容器包装、ペットボトル)以外のもの</li> <li>皮革製品 金属部分は外して出して下さい。</li> <li>家庭で剪定した少量の小枝・木、板くず・草木類 長さ50cm以内</li> <li>天ぷら油 食用油は紙や布などにしみこませるか市販の固化剤で固めて</li> <li>テープ・カセット類(本体・ケース)</li> <li>ホッカイロ</li> <li>紙おむつ 紙おむつの汚物はトイレに流して</li> <li>紙くず・紙容器類(汚れているもの)</li> <li>布類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>もえるごみ、もえないごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトルは15～45Lの透明袋に入れて出してください。</li> <li>新聞や袋を使用して生ゴミ等を包む場合は、必要最小限にして出して下さい。</li> <li>買い物袋(レジ袋)で出しているごみは収集できません。</li> <li>おもちゃ、電化製品の電池は抜いて出して下さい。</li> <li>混入ごみ(種類の違うごみ)は収集できません。</li> <li>資源物は指定の資源物ステーションにあるコンテナに種類ごとに出してください。</li> </ul>
もえないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>缶類(飲料以外) ペンキ・オイル缶他</li> <li>ガラス類・陶磁器類</li> <li>金属類</li> <li>家電製品 電子レンジ・炊飯器・掃除機など</li> <li>カセットボンベ・スプレー缶 カセットボンベ・スプレー缶</li> <li>有害ごみ (別の小さな透明の袋に入れて出してください) 使用済み乾電池・水銀体温計など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみ(袋に入らないもの)は、直接、清掃工場に搬入してください。</li> <li>台風などで雨風が強い時は、次回の決められた指定日に持ち出して下さい。</li> </ul>
資源物	<ul style="list-style-type: none"> <li>缶類(アルミ缶・スチール缶) このマークがついているものよく洗って出しましょう。</li> <li>びん類(無色透明びん・茶色びん・その他のびん) コーヒーびん・洋酒びん・ドリンクびん・化粧びん ◎ふたをはずし、金属製のふたはもえないごみへ</li> <li>紙パック類 紙パック(500ml以上のもの) ※内側がアルミ(銀色)のものは、もえないごみになります。 中を洗って切り開いて、乾かして出して下さい。</li> <li>新聞紙・チラシ・雑誌・ダンボール・その他の紙類 (紙類(新聞・雑誌・ダンボール・その他の紙類)は雨の日は収集できません。)</li> </ul>	
プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラマークがあるものが対象です。(きれいな状態で出してください。)</li> <li>袋を二重にしないでください。</li> <li>カップ・トレイ類 食品トレイを包んでいるラップはもえないごみへ。</li> <li>ボトル類</li> <li>チューブ類</li> <li>袋類</li> <li>その他 ペットボトルのふた・ラベル・発泡スチロール・プラスチック製運搬材・野菜や果物のネット</li> <li>発泡スチロールは必要に応じて割って出してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペットボトルのキャップ、ラベルは必ずはがしてください。</li> <li>このマークがついているものこのマークが確認できるものだけお出しください。</li> </ul>

## 収集できないごみ・清掃工場では受け入れられないごみ

消火器・ガスボンベ・バッテリー・タイヤ・バイク・農機具類・太陽熱温水器・風呂釜・農業用廃ビニール・農業や劇薬等の薬品類・ペンキ・シンナー等液体の入った容器・建築廃材(ベニヤ板、フローリング材など) ※販売店や処理業者等にご相談下さい。

## 家電リサイクル法の対象機器

“平成13年4月以降、家電リサイクル法の施行により、下記の廃家電品は町で受け入れ出来ません。”  
・エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・ワインセラー・保冷庫・保温庫・洗濯機・衣類乾燥機

## 清掃工場への搬入

- 搬入日及び搬入時間は 平日・日曜日 8:30～16:30 です。
- 搬入許可証がないと入場できません。  
※搬入許可証は、確認のため車内のダッシュボードにおいてください。
- 必ず透明袋に入れて下さい。(透明袋以外のものは搬入できません。)

## 小型家電の回収について(お知らせ)

門川町では、ご家庭で使用されなくなった、小型家電製品の内、下記16分類については町内4か所(清掃工場・役場・門川勤労者総合福祉センター・かどがわ温泉心の杜)に回収ボックスを設置(投入口:縦15cm×横30cmに入るサイズが対象)し、ごみ減量化の促進に努めております。ご協力をお願いいたします。

①携帯電話・PHS端末 ②電話機・ファクシミリ ③ラジオ ④デジタルカメラ等 ⑤映像用機器 ⑥音響機器  
⑦補助記憶装置 ⑧電子書籍端末 ⑨電子辞書・電卓 ⑩電子血圧計・電子体温計 ⑪理容用機器 ⑫懐中電灯  
⑬電子・電気時計 ⑭ゲーム機 ⑮カー用品 ⑯これらの付属品

## 事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)について

事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)は ①事業系一般廃棄物 ②産業廃棄物の2種類に分別されます。  
※減量化・資源化マニュアル(町ホームページに掲載中)を参考に、適切に処理を行って下さい。  
※ごみステーション及び資源物ステーションには持ち込みは出来ません。

①事業系一般廃棄物	②産業廃棄物
事業系一般廃棄物とは、会社・飲食店・商店等の事業活動で生じた廃棄物(ごみ)を言います。これらの廃棄物(ごみ)については、門川町一般廃棄物収集運搬許可業者と委託契約し処理をするか、直接清掃工場に搬入してください。	産業廃棄物とは、事業活動に生じた廃棄物(ごみ)の内、燃えがら・汚泥・廃プラスチック・建築廃材などを言います。これらのごみを清掃工場へ持ち込むことはできません。処理については、産業廃棄物処理業者へご相談下さい。

※ごみは指定のステーション(ご不明な方は、各地区会長か環境水道課におたずね下さい)に決められた曜日・時間内に透明袋に中身がわかるようにして入れて、当日の朝8:30迄に出しましょう。

●門川町役場環境水道課 電話63-1140(内線2161)  
●門川町清掃工場 電話63-5431